

令和5年(行ヒ)第297号

特別地方交付税の額の決定取消請求上告事件

上告人 泉佐野市

被上告人 国

答 弁 書

令和7年1月16日

最高裁判所第一小法廷 御中

被上告人指定代理人

松 本



田 原 浩



鈴木 和



山 本



入 江 純



渡 辺



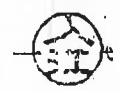
増 田



松 本 宜



神 門 純



山 口 研



畑 中 雄 貴 

飯 田 泰 史 

目 次

第1 上告の趣旨に対する答弁	4
第2 事案の概要等	4
1 事案の概要	4
2 原判決の要旨	4
3 被上告人の主張の要旨	7
(1) 本件は法律上の争訟に該当せず、原判決は正当であること	7
(2) 上告人の上告受理申立て理由には理由がないこと	10
第3 本件訴訟につき、不適法なものとして本件訴えを却下した原判決が正当であり、上告人の主張に理由がないこと	10
1 原判決の判断枠組みについて	10
2 司法権の本来的範囲、裁判所法3条1項の「法律上の争訟」及び行政主体の「権限」との関係について	10
3 行訴法上の抗告訴訟と機関訴訟及び「法律上の争訟」の関係について	13
4 地方団体が地方交付税法に基づく特別交付税の額の決定の取消しを求める本件訴訟が裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当しないことについて	15
5 決定が取り消されても、再度の決定はできず、事実上も地方団体ごとの財政需要・財政収入の状況に応じた解決は至難であって、本件の紛争を行政訴訟による解決に委ねることは想定されていないこと	19
第4 結語	22

被上告人（一審被告、控訴人）は、上告の趣旨に対する答弁をした上で、上告人（一審原告、被控訴人）の令和5年7月14日付け上告受理申立理由書及び令和6年1月18日付け上告受理申立理由書補充書に対し、必要な限度で反論する。

第1 上告の趣旨に対する答弁

- 1 本件上告を棄却する
 - 2 上告費用は上告人の負担とする
- との判決を求める。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、総務大臣が、地方交付税法15条1項、2項に基づき令和元年12月及び令和2年3月に行った令和元年度の特別交付税の額の各決定（以下「本件各決定」という。）に対し、地方団体（都道府県及び市町村をいう。同法2条2号）である上告人が、抗告訴訟である行訴法3条2項の処分の取消しの訴えとして、その取消しを求める事案である。

地方交付税制度の概要については、別紙記載のとおりである。

原判決は、本件訴えが、裁判所法3条1項の「法律上の争訟」に該当しないとして上告人の訴えを却下したが、かかる原判決に対してされた上告提起及び上告受理申立てにつき、御庁は、上告提起事件については上告を棄却し、上告受理申立て事件については上告受理申立て理由の一部を排除した上で、「法律上の争訟」の解釈にかかる点につき、上告受理申立てを受理した。

2 原判決の要旨

- (1) 行政事件を含む民事事件において裁判所がその固有の権限に基づいて審判することのできる対象は、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」、すな

わち、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、それが法令の適用により終局的に解決することができるものに限られる（最高裁判所昭和56年4月7日第三小法廷判決・民集35巻3号443ページ（以下「昭和56年最高裁判決」という。）。

上記の紛争が、本件に即していかなるものを指すかを検討すると、これは、司法権（憲法76条1項）が審判する権限が及ぶ紛争であり、司法権の概念には国民の裁判を受ける権利の保障が反映されていると解される。このような見地に立ち、「当事者」の面から見ると、基本的に個々の国民が提起する争訟であって、その具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争がこれに該当し、国と地方団体を当事者とする紛争は、個々の国民と同様の立場に立って行うもの（財産権の主体として自己の財産上の権利利益の保護救済を求めるような場合）は格別として、双方が行政権の主体同士として関与する、行政権内部の法適用の適正をめぐる一般公益に係る紛争である限り、法律上の争訟に該当しないと解するのが相当である。そして、その解決は、行政権内部の調整に委ね、その適正性については、国会審議等の民主的な統制の対象とすることによって確保するのを基本とし、紛争によって、裁判所で解決するのがふさわしいものについて、法律によって特に権限が定められた場合には、裁判所はこれを裁判する権限を持つことになるかと解すべきである（以上につき、原判決12ページ）。

- (2) 上記判断枠組みにより、本件訴えが裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に当たるか否かについて検討する。

地方交付税は、地方交付税法6条の規定により算定した所得税等の一定割合の額及び地方法人税の額で地方団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるように国が地方団体に対して交付する税とされ（同法2条1号、3条1項）、その種類は普通交付税及び特別交付税とされる（同法6条の2第1項）。

また、地方交付税は、国が地方団体に対して交付するものと定められ（地方交付税法2条1号、3条1項）、地方団体が自ら賦課・徴収するのではなく、国が賦課・徴収した所得税等の国税の一定割合が、地方交付税法に基づく総務大臣による具体的な交付額の算定・決定を経て、各地方団体に配分・交付される。

地方交付税の総額は、国税収入等の一定額と決まっており（地方交付税法6条1項、2項）、その全額を地方団体に配分する仕組みとなっており、特定の地方団体への交付税の配分はその他の全ての地方団体への配分と密接不可分である。そのため、各地方団体への地方交付税の交付は、控訴人国が特定の地方団体に財産的利益を付与することを目的とするのではなく、全ての地方団体が適正に行政事務を遂行できるよう、地方団体全体の利益を考慮して、税の配分を行うことを目的としているといえる。

さらに、地方交付税法においては、地方団体は、地方交付税の算定方法についての意見を申し出ることができることとされている（同法17条の4）ほか、地方交付税独自の紛争処理手続が定められ（同法18条1項、19条7項）、交付税の額に関する審査の申立手続においては、総務大臣が公開による意見聴取を実施し、また、地方交付税の額の決定、変更又は審査の申立てや異議の申出に対する決定に際しては、地方財政審議会の意見聴取を義務付けるなどの手続保障を図るなど、同法固有の紛争回避や事務処理のための手続が定められている。

以上のような地方交付税法の仕組みや目的等に照らすと、地方団体が国から法律の定めに従い地方交付税の分配を受けることができるか否かに関する紛争は、国と地方団体が、それぞれ行政主体としての立場に立ち、地方団体全体が適正に行政事務を遂行し得るように、法規（地方交付税法）の適用の適正をめぐって一般公益（地方団体全体の利益）の保護を目的として係争するものというべきである。

そうすると、本件訴えは、行政主体としての被控訴人泉佐野市が、法規の適用の適正をめぐる一般公益の保護を目的として提起したものであって、自己の財産上の権利利益の保護救済を目的として提起したものと見ることはできないから、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」には当たらないというべきである。

また、本件のように地方交付税の配分をめぐる紛争は、地方交付税相当額全部が当該年度において配分され、各地方団体の財政に組み入れられ、支出されることを考慮すれば、当該年度の後年度において、その配分を取り消し、やり直すことは非常に困難であるとともに、この点をおくとしても、当該年度の財政需要・財政収入の状況に応じた解決とならない嫌いがある。本件の本案の論点自体は、裁判所の審理にふさわしいものということができるが、紛争の解決をそのまま民事訴訟を基本とする行政訴訟による解決に委ねることは必ずしも相当とはいえず、裁判所における解決に委ねるのであれば、法律によって（適切な仕組みとともに）特に権限が定められることが相当である。このことに照らしても、前記判示のとおり解するのが相当である。（以上につき、原判決12～14ページ）

3 被上告人の主張の要旨

(1) 本件は法律上の争訟に該当せず、原判決は正当であること

原判決は、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、それが法令の適用により終局的に解決することができるものに限られるとする最高裁判例（昭和56年最高裁判決）の判断枠組みに基づき、裁判所法及び行訴法を踏まえて、司法権の本来的機能とは国民（私人）が権利利益を侵害されたとして救済を求める権利の保障にあるとして、かかる本来的機能の対象が「法律上の争訟」であると捉えた上で、行政訴訟における個人的な権利利益の保護救済を目的とする主観訴訟（抗告訴訟、当事者訴訟）が「法律上の争訟」として裁判所の本来的な裁判権の範囲に属す

る一方で、客観訴訟（民衆訴訟、機関訴訟）は司法権の当然の内容を成すものではないとする考え方、すなわち、司法権の概念を、司法権＝法律上の争訟＝裁判を受ける権利（国民の権利利益の保護救済）と捉え、行政主体の「行政権限」の救済を本来的な司法権の枠外の問題とする考え方に基づくものであり、原判決の判断は正当である。

憲法の定める三権分立の統治機構の下、司法権の本来的役割が否かは司法権の範囲を画するに当たって極めて重要な概念であり、その考え方は、裁判所法3条の規定に表れているのみならず、行訴法が、このような考え方に基づいて、行政事件訴訟の類型として主観的権利利益の救済を目的とする主観訴訟と法規の適用の適正という一般公益を目的とする客観訴訟とをしゅん別して規定していることにも具現化している。すなわち、裁判所法3条1項は、「裁判所の権限」として、「裁判所は、・・・一切の法律上の争訟を裁判し」として、「法律上の争訟」について権限を有することを示すとともに、「その他法律において特に定める権限を有する」として、「法律上の争訟」について一切を裁判することを示す一方、それ以外については、「法律において特に定め」がある場合に権限を有することとなっている。また、行政事件訴訟法は、3条の抗告訴訟として「行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟」と定義し（同条1項）、4条の当事者訴訟として「当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で法律の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするもの及び公法上の法律関係に関する確認の訴えその他の公法上の法律関係に関する訴訟をいう」とし、これらを主観訴訟として、法律の特別の規定がなくてもこれらに該当するものは、裁判所の権限に属するものとする一方、5条の定める民衆訴訟や6条の機関訴訟（国又は公共団体の機関相互間における権限の存否又はその行使に関する紛争についての訴訟）については、客観訴訟として、42条において、「法律に定める場合において、法律に定めるに限り、提起することができる。」としている。行政事件

訴訟法は、主観訴訟と客観訴訟のしゅん別を前提として、機関訴訟は、法律の定めがない限り提起できないものとしているのであり、こうしたしゅん別の前提には、司法権の本来的役割の範ちゅうにある主観訴訟と、その範ちゅうの外にある客観訴訟という基本的な考え方に基づくものである。このように、司法権の本来的役割の枠外か否かによりしゅん別する考え方は、理念的・観念的なものにとどまらず、憲法の三権分立から導かれる理論的基盤として、法律の具体的規定、法律に定められた具体的な制度に反映されている以上、これらの法律の下、司法権の本来的範ちゅうとそれ以外とをしゅん別する考え方と異なる立場に立つことは現行法の規定上採り得ないものである。したがって、行政機関間のある行為について、それを争う法律上の定めがないから主観訴訟とみるという考えは誤りであって、裁判所の権限に属するかどうかという問題であるから、当該行為が主観訴訟の対象となるものか、客観訴訟の対象となるものかは、争訟の当事者におけるその行為の性質からしゅん別されるべきものである。

原判決の判断は、司法権に関する定着した理解に基づくものであるという観点から正当といえるばかりでなく、現行法で規定されている裁判所法3条における司法権の本来的範ちゅうとそれ以外との区別、及びこれに対応した行訴法における主観的権利利益の救済を目的とする主観訴訟と法規の適用の適正という一般公益に対応した客観訴訟の区別を踏まえれば、原判決の判断は当然の帰結というべきものである。すなわち、現行法の上記しゅん別を踏まえた上で、特別交付税の決定の性質をみれば、地方公共団体は、行政主体として、特別交付税の決定を受ける地位を有しているものであり、主観的権利利益を有するものではないから、特別交付税の決定は、司法権の本来的範ちゅうたる主観訴訟の対象とはならず、客観訴訟として具体的な法律の規定がなければ裁判所による審理の対象とはなり得ないものであり、本件訴訟は、法律上の争訟に当たらず、不適法として却下を免れない。

(2) 上告人の上告受理申立て理由には理由がないこと

上告人は、上告受理申立理由書において、原判決を種々非難しているが、それらはいずれも原審における主張の繰返しであり、原判決によって正当に排斥されたものにすぎない。

第3 本件訴訟につき、不適法なものとして本件訴えを却下した原判決が正当であり、上告人の主張に理由がないこと

1 原判決の判断枠組みについて

前記第2の2のとおり、原判決は、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」の意義につき、昭和56年最高裁判決の判示に従った上で、本件に即した説示検討を行っている。

その際、原判決は、昭和56年最高裁判決の判示に何らかの要件を付加したり、同判示の趣旨を限定的、あるいは拡張的に解釈したりすることなく、司法権の概念を、司法権＝法律上の争訟＝裁判を受ける権利（国民の権利利益の保護救済）と捉え、行政主体の「行政権限」の救済を本来的な司法権の枠外の問題と位置づけ、主観訴訟と客観訴訟とをしゅん別してきた従来からの通説を前提として、本件訴訟が自己の権利利益の保護救済を目的とするものかどうかという観点から法律上の争訟性を吟味し、後述のとおり自己の財産上の権利利益の保護救済を目的として提起したものと見ることはできないと判断したものである。

2 司法権の本来的範囲、裁判所法3条1項の「法律上の争訟」及び行政主体の「権限」との関係について

- (1) 司法権とは、「国民個人の何らかの権利保護救済との関わり合いにおいて具体的事件・争訟を契機に法の適用を通じて解決する国家作用」とされており（乙第10号証・福井章代「最高裁判所判例解説民事篇平成14年度（下）」（以下「平成14年最高裁判決判例解説」という。）548ページ）、「法

「法律上の争訟」（裁判所法3条1項）は、このような司法権の本来的機能について、その対象となる具体的事件・争訟性を表現したものである。憲法32条は、自己の権利利益が違法に侵害されたと考える者が裁判所に訴訟を提起して救済を求める権利、すなわち「裁判請求権（訴権）」を個人に保障しているが（乙第13号証437及び438ページ）、憲法76条1項が定める「司法権」とは、かかる権利を保障するための統治構造上の制度的基盤を成すものとして整備されたものである（乙第5号証44ページ）。つまり、「司法権」の本来的機能は、国民が権利利益を侵害されたとして救済を求める権利、すなわち、裁判を受ける権利の保障にあり、司法権のかかる本来的機能の対象となるのが「法律上の争訟」であって、行政主体にしか認められていない権限や地位が制約を受けたとしても、その是正ないし救済は、一般私人たる国民が権利利益を侵害された場合と異なり、司法権の本来的機能の範囲を超えるものであって、司法権による本来的な救済の対象とはならないというべきである。

国又は地方公共団体などの行政主体は、一般私人と異なり、専ら法律上付与された行政権限の主体として存在しており、基本的には、法令に基づき行政権限を行使し、国民の権利利益を制約し得る「権限」の行使主体として見るべきものである。もっとも、特定の事業を運営する主体ないし自己の財産を管理する主体など一般私人と同様の立場、すなわち一般私人と共通の法的根拠に基づいて有する「権利」や「義務」に関する紛争ということは、行政主体についても観念し得るところであり、このような紛争については、私人と同様の紛争解決手段により裁断されてしかるべきといえる（乙第9号証・南博方＝高橋滋＝市村陽典＝山本隆司編「条解行政事件訴訟法〔第4版〕」203ページ）。行政主体が一般私人と同様に「権利」の主体としてその保護救済を求めて訴訟を提起できるのは、上記のような一般私人と共通の法的根拠に基づく場合に限られるのであって、そのような場合に当たらず、行政主体

が「権限」の行使主体として提起する訴訟は「法律上の争訟」には当たらないのである。

- (2) 平成14年最高裁判決は、「国又は地方公共団体が提起した訴訟であって、財産権の主体として自己の財産上の権利利益の保護救済を求めるような場合には、法律上の争訟に当たるといふべきである」として行政主体が提起する訴訟が「法律上の争訟」に当たる限定的な場合を明示した上で、「国又は地方公共団体が専ら行政権の主体として国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟は、法規の適用の適正ないし一般公益の保護を目的とするものであって、自己の権利利益の保護救済を目的とするものということとはできないから、法律上の争訟として当然に裁判所の審判の対象となるものではない」と判示しているが、同判決は、国又は地方公共団体が提起する訴訟の「法律上の争訟」性について、司法権＝法律上の争訟＝裁判を受ける権利の保障（国民の権利利益の保護救済）と捉え、行政主体の行政権限の救済を本来的な司法権の枠外の問題と位置づけてきたそれまでの通説的な考え方に立って、司法権の本来機能に照らし、当該争訟が国民同様の権利利益の主体としての争訟であるのか、行政権限の主体としての争訟であるのかに着目し、自己の権利利益の保護救済を目的とするものかどうかという観点から国又は地方公共団体の提起する訴訟の「法律上の争訟」性を判断すべきものとしている（乙第10号証・平成14年最高裁判決判例解説541、542及び548ページの注23）。

このように、平成14年最高裁判決は、行政主体の提起した訴訟の「法律上の争訟」性について、司法権の本来機能の対象であるか否かに基づき、行政権限を有する主体、すなわち専ら「権限」の主体として法規の適用の適正ないし一般公益の保護を目的とするものか、それとも権利利益の主体として自己の権利利益の救済を目的とするものかの違いに着目して判断したものであり、同判決の趣旨は、行政主体の提起した訴訟についてその「法律上の

争訟」性を判断する場合一般に及ぶというべきである。平成14年最高裁判決以前の最高裁判例も、また、平成14年最高裁判決以後の最高裁判例においても、同様に、「法律上の争訟性」についての同判決の考え方を踏まえた判断がされていることは、既に原審控訴人第1準備書面別紙1で主張したとおりである。なお、上告人は、上告受理申立理由書25及び26ページにおいて、福岡県福津市が原告となって、同市内の土地に産業廃棄物の最終処分場を設置する産業廃棄物処分業者を被告として、両者の間の公害防止協定に基づく義務の履行として当該土地を処分場として使用することの差止めを求めた事案である最高裁判所平成21年7月10日判決（集民231号273ページ、判例時報2058号53ページ、判例タイムズ1308号106ページ参照）につき、平成14年最高裁判決を拡張すれば法律上の争訟ではないとされかねない事件であったが、当該訴訟に係る訴えを適法とした旨を主張するが、上記事案は、法律上の争訟に関する平成14年最高裁判決の考え方を前提とした上で、地方団体が私人と対等な法的地位に立って締結した契約上の義務の履行を求める事件であることを踏まえ、「国又は地方公共団体が専ら行政権の主体として国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟」には当たらないと判断したものであり、上告人の主張は当たらない。

3 行訴法上の抗告訴訟と機関訴訟及び「法律上の争訟」の関係について

- (1) 行訴法上の抗告訴訟とは、抗告訴訟について定める同法第二章の中にある同法9条において、「処分…の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者…に限り、提起することができる。」と規定されることから明らかなとおり、国民の権利又は法律上の利益保護を目的とする、主観訴訟の一つである。このような抗告訴訟の目的・機能からすれば、抗告訴訟の対象となる「行政庁の処分その他公権力の行使」（行訴法3条2項）の対象が私人たる国民となることは明らかであって、それゆえに、行政処分性については、「公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によつて、直接国民の権

利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているものをいう」(最高裁昭和34年1月29日第一小法廷判決・民集13巻1号32ページ、同昭和39年10月29日第一小法廷判決・民集18巻8号1809ページ、同昭和53年12月8日第二小法廷判決・民集32巻9号1617ページ)とする定式が裁判例の集積として確立し、「国民の権利義務」の形成や範囲の確定を問題とする事柄かどうか、主観訴訟たる抗告訴訟の本質的要素と理解されてきたのである。

- (2) 一方、行訴法は、抗告訴訟とは異なる訴訟類型として、機関訴訟について、「国又は公共団体の機関相互間における権限の存否又はその行使に関する紛争についての訴訟」(行訴法6条)と規定し、「私人」を少なくとも一方の当事者とする「権利」に関する訴訟と対比された、「国又は公共団体」相互間の「権限」に関する訴訟と位置づけている(乙第9号証201ページ)。このように、行訴法は、国民の権利利益の保護救済とは異なる、法規の適用の客観的適正又は一般公共の利益の保護を目的とする訴訟を客観訴訟として定め(乙第14号証133ページ)、機関訴訟を含む客観訴訟は、法律に特に定めがある場合にのみ訴訟の提起を許すこととしているのである(行訴法4.2条)。
- (3) つまり、裁判所の権能は、これまでも述べてきたとおり国民(私人)の権利利益の救済を本来的機能とするものであって、「法律上の争訟」の概念は、国民(私人)の権利義務に関する紛争の概念を中心として構成されている。これを行政法の分野についてみれば、いわゆる行政外部法領域、すなわち、行政対国民の関係において生ずる法的紛争ということになる(雄川一郎「機関訴訟の法理」・行政争訟の理論 雄川一郎論文集第2集 464ページ)ところ、我が国の行訴法は、このような法律上の争訟性に関する理解に基づき、行政対国民の関係において生ずる法的紛争、すなわち、司法権の本来的な機能である個別の国民の権利利益の侵害に対する救済を目的とする訴訟であ

る主観訴訟と、司法権の本来的な機能の範囲ではなく、個人の権利利益の救済と離れた法規の適用の適正や一般公益の保護を目的とする訴訟である客観訴訟とをしゅん別しているのである。

4 地方団体が地方交付税法に基づく特別交付税の額の決定の取消しを求める本件訴訟が裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当しないことについて

- (1) 地方交付税の目的は、地方交付税法1条にもあるとおり、地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を損なわずに、その財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによって地方自治の本旨を実現するというものである。

地方交付税法は、この目的のために、国税の一定額を地方団体共通の固有財源である地方交付税と定めた上（同法6条1項）、本来は地方の税収入とすべきものを国税として国が代わって徴収し、これを国が一定の合理的な基準によってその全額を地方団体に余すことなく配分する（税の配分である）ことで、国家の統治機構の一部を成す全ての地方団体が適正に行政事務を遂行することを可能にし、地方自治の本旨の実現を図るものである。

総務大臣の交付税額の決定は、地方団体が行政主体であるがゆえに付与される課税権限に由来するものであって、地方団体全体が行政事務を適正に遂行し得るように財源調整及び財源保障を図るという、地方交付税法の法規の適用の適正ないし一般公益の保護を目的とするものである。

地方団体の役割は、地方自治法上、住民の福祉の増進を図り、地域における行政を自主的かつ総合的に実施することと定められており（地方自治法1条の2第1項）、地方交付税も、等しく提供されるべき行政需要を満たすための一般財源として交付されるものであるから、その交付を受け得る地方団体の地位は、一般私人の有するような主観的「権利」ではなく、そのような行政事務の適正な執行のための税の配分を受けるという「権限」である。

このような地方交付税法の仕組みや目的等に照らすと、地方団体が国から法律の定めに従い地方交付税の分配を受けることができるか否かに関する紛争は、国と地方団体が、それぞれ行政主体としての立場に立ち、地方団体全体が適正に行政事務を遂行し得るように、国と地方団体相互間の課税権限ないし税の帰属に関する法規（地方交付税法）の適用の適正をめぐって一般公益（地方団体全体の利益）の保護を目的として係争するものというべきであり、本件訴えは、行政主体としての上告人が、法規の適用の適正をめぐる一般公益の保護を目的として提起したものであって、自己の財産上の権利利益の保護救済を目的として提起したものと見ることはできないから、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」には当たらないというべきで、これと同旨の原判決の判断（原判決13ページ23行目ないし14ページ7行目等参照）は正当である。

- (2) 上告人は、本件訴訟が、抗告訴訟である行訴法3条2項の処分の取消しを求めるものであるというが、行訴法の立案担当者による解説によれば、機関訴訟とは、「同一の行政主体に属する機関相互間の紛争に限られない。（中略）また、国または公共団体の機関相互間の権限に関する紛争である以上、その紛争が当該機関の権限についてであるとその行政主体の権限に属するものであるとを問わない」（杉本良吉・行政事件訴訟法の解説（甲第44号証27ページ））と明記され、かかる考え方は、例えば、定評のあるコンメンタールにおいて、「本条にいう『機関相互間における紛争』には、同一法人の機関相互のみならず、別法人の機関相互、さらに別法人相互の紛争も含まれる。」（条解行政事件訴訟法（第4版）・乙第9号証202ページ）と明確に説明されているように、今も一般的な行訴法の考え方であり、行政主体である泉佐野市が原告となって、行政主体である国を被告として、処分の取消しの訴えを提起する体裁を取ったところで、主観的な権利利益の保護救済を求めるものとして法律上の争訟性が肯定されるわけではない。

また、行政主体が他の行政主体の機関がした行政処分の取消しを求める訴えを提起した場合、このような訴えが法律上の争訟に当たるかどうかは、原告となった行政主体が保護救済を求める利益がどのような利益であるかによって決せられるべきものである。

そして、地方交付税法に基づく地方交付税の額の決定（同法10条、15条）は、地方団体が行政主体であるがゆえに付与される課税権限に由来し、その名宛人は地方団体に限定されているのであって、その基盤は一般私人たる国民と共通するものではないのであって、およそ一般私人と同様の法的根拠に由来するものではなく、同決定に係る紛争は、一般私人たる国民とは異なる立場についての侵害を問題にするものであることは明らかである。

地方交付税法に基づく特別交付税の額の決定は、地方団体に交付される金額を定めるものではあるが、これが主観的利益としての財産権に関わる紛争とみるべきでないことは、前記のような性質のものであることに加え、以下のようなことから明らかである。

すなわち、地方交付税法に基づく特別交付税は、個々の地方団体において、一定の条件を満たせば特定の額が交付されるというように、その額について何らかの保障や担保があるわけではなく、徴収される税額や各地方団体の財政事情、また、災害等による被災の実情などによっても左右されるものであり、それゆえ、その額のいかんによって、一定の権利や法律上の利益が害されるものにはなり得ないのである。

加えて、地方交付税法においては、法律の規定として、額の決定に至る手続や基本方針等が定められているが、これは、地方交付税の理念を明確にするとともに、地方交付税を「国が交付する税」として定義し（同法2条1項1号）、交付の公平性、公正性やそれに対する信頼の確保に万全を期し、地方団体の意見や要望等を十分に採り入れ、また、実情に沿った交付となるようにするためのものであって、それらが法律の規定として定められているから

といて、それらをめぐる紛争の解決を、司法権に属するものとするを想定していたものではない。そのことは、原審でも被上告人が主張したとおり、地方交付税法の定めからも明らかであり、そのような紛争の解決が司法権の範ちゅうにあると想定するならば、特別交付税の額の決定が年度ごとに総額が定まっている中でそれを各地方団体に配分し交付するものである以上、司法権の関与の在り方を含めて特に迅速な紛争解決の手続を定めることが不可欠であって、かかる性質の行為は、国民が公権力の行使に対する不服を争うのと同様のものとして司法権の本来的範ちゅうとされなければならないものではあり得ない。

さらに、特別交付税の額の決定は全地方団体に帰属する税を配分する性質のものであり、国や地方団体といった行政権の主体が、財産権や財産的利益の主体となり得るとしても、そのことは行政機関間の税の使用の権限が分配される場面において、その配分主体に対する不服に関する紛争を「法律上の争訟」として司法権の範ちゅうとすることを意味するものではない。財産権や財産的利益の主体となり得るといえるのは、あくまで一般私人たる国民と共通する規律が妥当する場面におけるものであり、一般私人たる国民が、民事上他人からその権利利益を害され、あるいは、公権力に権利利益が害されるのと同じ規律によらないとされている特別交付税の額の決定を「法律上の争訟」とするのは、法律に違反して司法権の範囲を拡張する判断をするものに他ならない。

そして、そのように解したとしても、飽くまで特別交付税の決定の効果は、地方団体に及ぶにとどまるものであるから、仮にこの決定が著しく不当であって、その結果、地方団体に財政上の不足が生じ、それにより法律上求められた適正な事務遂行ができず、そのような事務遂行によって仮に権利利益が害された国民が存在するのであれば、国民がその権利利益を主張し、司法判断を求めることはその段階で可能なのであって、行政機関間にとどまる決定

の段階において、司法権が殊更にその相互間の権限行使に対する司法判断をしなければならない理由もないというべきである。

以上のとおりであることから、本件訴訟は、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当しない。

- 5 決定が取り消されても、再度の決定はできず、事実上も地方団体ごとの財政需要・財政収入の状況に応じた解決は至難であって、本件の紛争を行政訴訟による解決に委ねることは想定されていないこと

- (1) 地方交付税法は、そもそも、総務大臣において、交付決定に係る会計年度が経過した後に当該会計年度の交付決定そのものを取り消した上で改めてやり直すことを許容していない。

一たび確定した配分額に基づいて各地方団体への地方交付税の交付を終え、更にはその会計年度をまたいだ段階の事後に至って、過去の会計年度の額の決定を取り消し、過去の年度の交付決定を改めて行うような事態は、会計年度独立の原則（憲法86条等）にも抵触するばかりか、地方交付税法15条2項において、特別交付税の交付時期が法定されており、当該年度の決定は、第1回目は12月中、第2回目は3月中に行わなければならない旨明確に定められているのであって、これ以外の時期に当該年度の交付決定を行うことは許されておらず（同条3項所定の特例交付は除く。）、まして、当該年度を経過した後に決定することは許されていない。また、それをおいても、総額が法定されている以上、一つの地方団体の決定を取り消して増額するなどを決定するためには、省令を改め、他の地方団体の交付額を減額しなければならないこととなり、一旦交付税の配分を受け、これを原資として各々の行政サービスを遂行した全地方団体において、結果的に歳入の裏付けを欠く歳出がされたという事態を生じかねず、地方行政の計画的な運営（地方交付税法1条参照）を著しく損なう事態といわざるを得ない。更に、再配分を行うと、地方団体において、いったん完結した過年度の決算手続を遡ってやり直すこ

とを余儀なくされ、地方団体の財政運営にとって著しく安定性を損なう結果を招来することになる。

むしろ、地方交付税法は、地方団体の財政運営について、会計年度ごとの運営を前提とした安定性を重視しており、このことは、地方交付税が、「交付税の額の算定方法」については、総務大臣は、地方団体から意見の申出を受け、それを誠実に処理することや、処理の結果を地方財政審議会に報告しなければならないとして、地方団体が意見の申出ができることを明示するとともに、その後の総務大臣における取扱いについてまで具体的に法定している（同法17条の4）一方で、額の通知後は、「算定の基礎」に不服がある場合に限定して、極めて短期間での解決を想定した迅速処理のための諸規定を置いていること（同法18条1項、2項、19条7項、8項）から明らかである。地方交付税制度は、当該年度において各地方団体がひとしく行うべき事務を遂行できるよう可及的速やかに交付額を確定させることを目的とするところ、かかる観点からも、地方交付税法は、一旦交付税の配分を受けた後に会計年度をまたいだ時期になって取り消した上でやり直すという事態を許容するものではない。

(2) さらに、仮に、交付税の額の決定を変更しようとするとしても、以下に述べるとおり、それは、事実上も非常に困難であり、このことは、原判決が判示するとおりである（原判決・14ページ）。

ア 前記のとおり、地方交付税の決定が違法として取消訴訟の司法判断の結果として取り消されるとすれば、特別交付税の総額が法律上定まっている以上、当該年度の他の地方団体の地方交付税の額を減額することとならざるを得ない（当該年度の決算は会計検査院の検査を経て国会に提出し、決算処理が行われているので、過年度の特別交付税額の前資を増額させることは、この観点からできない。）。

そのためには、当該年度に省令で定めた算定方法の一部を見直すなどして、再配分することとなるが、特別交付税算定のための項目は多岐にわたるため、そのうち、どの項目をどのように改めて減額することとするかが一義的に導かれるわけではない。すなわち、総額を合致させるため、特定の項目又は幾つかの項目について算定方法を変更し、総額が当該年度の上限になるようにしなければならないこととなるが、令和元年に特別交付税を交付した地方団体の数は、1764（東京都を除いた、道府県46と市町村1718（内訳：市792、町743、村183）の合計）あり、特別交付税を構成する各算定項目は約600項目も存在する。当該年度においては、当時の様々な事情を踏まえ、様々な調整を経た上で省令により算定項目が定められ各地方団体に交付される額が決定されているところであり、一度決定したものについて、その一部のみをとらえて個別に変更することは各地方団体に対する影響に鑑みると、困難といわざるを得ない。公平性の観点からして、影響のある地方団体が少なくなるようにすることも妥当とはいえず、また、いずれかの項目について、算定を変更すれば、その結果、多数の地方団体に影響を与えることは不可避である（なお、本件争訟が法律上の争訟となり、取消訴訟の対象となるのであれば、これらの地方団体は、本件争訟の結果に利害を有する以上は、当該争訟について主観的利益にかかわる当事者であり、参加する利益が肯定されるべきということにもなり得る。）。

イ 以上に述べた事情によれば、原判決が、「本件の・・・紛争の解決をそのまま民事訴訟を基本とする行政訴訟による解決に委ねることは必ずしも相当とはいえず、裁判所における解決に委ねるのであれば、法律によって（適切な仕組みとともに）特に権限が定められることが相当である」と判示するとおり（原判決・14ページ）、本件は、裁判所における解決に委ね

られるべきではないのであって、このような観点からも、「法律上の争訟」
として司法判断の範ちゅうに属するものとすべきものとはいえない。

- (3) 以上のとおり、特別交付税の額の決定について、司法による紛争解決をすることは、司法権の範ちゅうに関する理論的、原理的理解に反するものであるばかりか、その妥当性を欠くものであって、行政運営に著しい支障と会計年度独立の原則にも反する事態を強いるものである。

第4 結語

以上のとおり、上告人の主張はいずれも理由がなく、本件は「法律上の争訟」に該当しないから、これと同旨の原判決は正当である。
よって、本件上告は棄却されるべきである。

以 上

別紙

地方交付税制度の仕組み

- 1 地方交付税制度は地方団体相互間の財政力の不均衡を是正し、地方団体における適正な行政水準維持を図るための制度であること

地方交付税とは、地方団体相互間の財政力の不均衡を是正し、地方団体における適正な行政水準の維持を図るため、いわゆる国税五税（所得税・法人税・地方法人税・消費税・酒税）の収入額の一定割合を地方団体共通の固有財源とした上、これを一定の基準に基づき地方団体に配分するものであり（金子宏・租税法（第24版）12ページ）、地方交付税法2条1号は、地方交付税を「第6条の規定により算定した所得税、法人税、酒税及び消費税のそれぞれの一定割合の額並びに地方法人税の額で地方団体がひとしくその行うべき事務を遂行することができるよう国が交付する税」とし、各地方団体が一定の行政サービス（地方団体が法律に基づき実施しなければならないものも含む（地方財政法11条の2参照））を提供できるよう財源を保障するものであることを明らかにしている（乙第4号証10ページ）。

もとより、地方団体が、自主性をもってその行政を実施していく上での望ましいその財源は、地方団体が自ら賦課徴収する地方税収入であるが、現実には、各地方団体の経済力、そしてそれを反映した財政力には相当の格差があり、他方において、個々の地方団体の住民が受ける行政サービスについて一定の水準を確保することが要請される中、これに必要な財源を全ての地方団体が地方税収入のみで賄うことは事実上不可能である。そこで、我が国の地方交付税制度は、全国津々浦々の全ての地方団体が、財政力の強弱にかかわらず、全国的見地から見て一定の水準の行政を営み得るようにするために、地方団体相互間の財源の過不足を調整する機能、すなわち財源調整機能を備え、なおかつ、各地方団体の適正な行政水準の維持を図り、地方行政の計画的な運営を保障する、財源保障機能をも併せ

備える地方財政調整制度として制度設計されたのである。

このように、我が国の地方交付税制度は、財源調整機能と財源保障機能の両者を機能として有する制度であり、地方交付税法1条も、地方自治の本旨の実現と地方団体の独立性の強化を達成する手段ないし方法として、「地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能」という地方団体の行政権としての権能（憲法94条参照）を損なわずに、「その財源の均衡化を図」るとして、地方団体間における財政力の格差を解消するため、地方財源の適正な配分を通じてその均衡化を図ることとともに（いわゆる財源調整機能）、「地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障する」こと（いわゆる財源保障機能）を定めているのである（乙第3号証〔遠藤安彦・地方交付税法逐条解説〕19ないし24ページ）。

2 全地方団体に帰属する税の具体的配分を定める制度であること

地方交付税とは、前記1で述べたとおり、地方交付税法上、「国が交付する税」と位置づけられており、「支出金」ではなく、地方団体共通の固有財源たる「税」である。

すなわち、地方交付税は、地方交付税法6条1項（平成24年法律第69号（ただし、平成28年法律第86号による改正後のもの。）第5条による改正前のもの。以下同じ。）において「所得税及び法人税の収入額のそれぞれ100分の33.1、酒税の収入額の100分の50、消費税の収入額の100分の20.8並びに地方法人税の収入額をもつて交付税とする。」と、100分の33.1に「相当する額を交付税として交付する」ではなく、「100分の33.1をもつて交付税とする」と定められているとおり、前記二つの機能を発揮させるため、いわゆる国税五税（所得税・法人税・酒税・消費税・地方法人税）の収入額の一定割合が当然かつ自動的に地方団体共通の固有財源となることが定められている。その地方交付税の交付決定（同法4条2号、10条3項、15条2項）は、この地方団体共通の固有財源を一定の基準により地方団体に配分するもの（税の配分）

であり、地方交付税とは、一種の間接課徴形態の地方税と位置づけられている(乙第3号証46ページ)。しかも、地方交付税は、その総額が定まっており、その全額を余すところなく対象となる地方団体に配分する仕組みとなっていることから、地方団体に交付する地方交付税の額の合計が地方交付税の総額と一致することとなっており、特定の地方団体に対する交付額の決定を、他の地方団体に対する交付額の決定と切り離して独立に行うことは、そもそも予定されていない(一審における被告第1準備書面13ページ)。このような地方交付税の法的性格については、同法が、地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律による改正により、「国が交付する交付金」から「国が交付する税」へと改められ、その基本的な法的性格が改められたという立法経過に照らしても明らかであり、地方交付税は、例えば、地方財政法上「国の支出金」と位置づけられる国庫補助負担金等とはその法的性質を異にするものである(乙第3号証46ページ、乙第38号証191ページ、乙第39号証3ページ)。

3 財政需要額が財政収入額を超える地方団体に対する衡平な超過額の補てんは、まず基準財政需要額から基準財政収入額を控除することにより算定される普通交付税によって行うことが予定されていること

(1) そして、先に述べたとおり、地方交付税は、地方交付税制度が、地方団体の財源の均衡化を図るとともに、地方行政の計画的な運営を保障することで、全国いかなる地域に居住する国民も当該居住地の地方団体によって一定水準の行政サービスが提供され得るようにし、行政事務の安定を確保することを目的とする税である。その上で、地方交付税法は、3条1項において、「運営の基本」として「総務大臣は、常に各地方団体の財政状況の的確な把握に努め、地方交付税(括弧内略)の総額を、この法律の定めるところにより、財政需要額が財政収入額をこえる地方団体に対し、衡平にその超過額を補てんすることを目途として交付しなければならない。」と定め、「財政需要額」が「財政収入額」を超える地方団体に対する衡平な超過額の補てんを、「運営の基本」とし

た。これを普通交付税、特別交付税それぞれの交付実務に即して言えば、同法は、まず、各地方団体の自然的・地理的・社会的諸条件に対応する合理的でかつ妥当な水準における行政を行うに必要な財政需要を客観的・合理的に測定したものであるとして「基準財政需要額」という指標を設定し、他方で、各地方団体の財政力を客観的・合理的に測定した指標として「基準財政収入額」という指標をも設定し、かかる「基準財政需要額」を賄う（具体的には、各地方団体には、その「基準財政需要額」から「基準財政収入額」を控除した額が配分される。）ことを目的とし、各地方団体には各々の「基準財政需要額」から「基準財政収入額」を控除した額を配分する税として普通交付税を定めた上、国税の一定割合から当然に地方団体共通の固有財源である地方交付税総額の94パーセントをその配分を行う上での財源として充てるものとしている。

- (2) ここで、普通交付税と特別交付税の関係について述べておくと、先に述べたとおり、地方交付税制度は飽くまでも、「財政需要額」が「財政収入額」を超える地方団体に対して、衡平にその超過額を補てんすることを目途とすることが運営の基本とされている。そのため、まず、普通交付税は、地方団体において必要となる標準的な財政需要を合理的に測定した「基準財政需要額」から、地方団体の標準的な財政収入（財政力）を合理的に測定した「基準財政収入額」を控除することにより算定することとされている（同法2条3号及び11条、2条4号及び14条。一審における被告第3準備書面第5の2・22及び23ページ参照）。つまり、ある地方団体の「基準財政需要額」が「基準財政収入額」を超える額とは、当該地方団体の財政需要額が財政収入額を超える額を合理的に算定した額ということである。このように、普通交付税は、同法3条1項に定める地方交付税制度の基本原則を合理的な計算方法により具体化したものであり、その交付によって財政需要額が基本的には満たされるよう制度設計されているものである。そして、総額の94パーセントという地方交付税の大半の部分が普通交付税に充てられるのも、その交付によって財政需要額が基

本的には満たされるように制度設計がなされているからである。

(3) もっとも、普通交付税の前記算定方法は、地方団体の財政需要及び財政収入を算定するための衡平かつ合理的な方法ではあるものの、画一的な算定方法であるため、このような算定方法では捕捉し切れない地方団体の財政需要や財政収入も当然に存在し得る。社会・経済情勢や地方団体全体の財政事情、当該年度に生じた事象等により、標準的な財政収入について変化が生じたり、地方団体間の財政力の格差を生じさせる新たな財政収入が生じることはあり得るのであり、算定費目も含めた算定方法が画一的に法定された普通交付税では、時宜に即した対応が困難である。そのため、かかる画一的に算定される「基準財政需要額」や「基準財政収入額」では捕捉し切れない地方団体の「財政需要額」や「財政収入額」を的確に捕捉し、地方交付税の財源調整機能及び財源保障機能を十分に果たすことを目的として、普通交付税では財政需要が満たされない場合にこれを補完するためのものとして、特別交付税を交付するという制度が設けられたのである。

4 特別交付税は「基準財政需要額」や「基準財政収入額」について法が画一的な算定方法を定めていることにより捕捉し切れない「財政需要」や「財政収入」を考慮し、普通交付税を補完することが予定されていること

(1) ところで、特別交付税とは、地方財政平衡交付金法の下で基準財政需要額及び基準財政収入額という制度が導入された折に、その前身である特別交付金が

当初暫定的な制度として附則に規定^{*1}され、その後、昭和27年法律第166号により本則（同法15条1項）に規定されたことによって恒久的な制度とされ、昭和29年の同法改正により地方交付税法に変わった際も、「特別交付金」が「特別交付税」に、「普通交付金」が「普通交付税」に改められたことを除いては前記規定がそのまま存置され、今日に至っている制度である。そして、その制度創設以来、特別交付税は「基準財政需要額」や「基準財政収入額」について法が画一的な算定方法を定めていることにより捕捉し切れない「財政需要」や「財政収入」を考慮し、普通交付税を補完するものとして位置づけられている。かかる特別交付税の位置づけは、同法の前身である地方財政平衡交付金法下から地方交付税法の制定後を通じ、一貫して政府の見解とされており、なおかつ、これまでの国会審議経過（昭和25年4月27日衆議院地方行政委員会

***1 【昭和27年法律第166号による改正以前の附則4項】**

「特別交付金は、第十二条の測定単位によつては捕そくし難い特別の財政需要があること、交付金の額の算定期日後に生じた災害（中略）等のため特別の財政需要があることその他特別の事情があることに因り、交付金の額が財政需要に比して過少であると認められる地方団体に対して、当該事情を考慮して交付する。」

【昭和27年法律第166号による改正後の地方財政平衡交付金法15条1項】 ※太字が改正によって加えられた箇所であり、下線が中段部分

「特別交付金は、第十一条に規定する基準財政需要額の算定方法によつては捕そくされなかつた特別の財政需要があること、前条の規定によつて算定された基準財政収入額のうちに著しく過大に算定された財政収入があること、交付金の額の算定期日後に生じた災害（中略）等のため特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があることに因り、基準財政需要額又は基準財政収入額の算定方法の画一性のため生ずる基準財政需要額の算定過大又は基準財政収入額の算定過少を考慮しても、なお、普通交付金の額が財政需要に比して過少であると認められる地方団体に対して、規則で定めるところにより、当該事情を考慮して交付する。」

における本多国務大臣の答弁（地方財政平衡交付金創設時の政府答弁、乙第28号証6ページ）、昭和26年11月24日参議院地方行政委員会における奥野政府委員の答弁（特別交付金制度運用開始後の答弁、乙第20号証1ページ）、昭和27年3月27日衆議院地方行政委員会における岡野国務大臣の提案理由説明（特別交付金を恒久化するための法改正時の政府の提案理由説明、乙第29号証8及び9ページ）、昭和27年4月17日衆議院地方行政委員会における奥野政府委員の答弁（特別交付金が恒久化された際の国会審議における答弁、乙第31号証8ページ）、昭和29年3月25日参議院地方行政委員会における後藤政府委員の答弁（乙第40号証6ページ）、昭和39年12月10日参議院地方行政委員会における柴田政府委員の答弁（乙第21号証10及び11ページ）、昭和50年3月14日参議院地方行政委員会における石原説明員の答弁（乙第33号証14ページ）、昭和55年3月25日参議院地方行政委員会における土屋政府委員の答弁（乙第22号証17ページ））を見ても、特別交付税のかかる位置づけに異論を唱え、立法的な対応の必要性を唱える者は見受けられなかったところである。

- (2) このように、特別交付税は、「基準財政需要額」や「基準財政収入額」について法が画一的な算定方法を定めていることにより捕捉し切れない「財政需要」や「財政収入」を考慮し、普通交付税を補完することが制度上予定されているものである。

国会審議においては、「（引用者注：基準財政収入額の算定項目ではない）雑収入の非常に多いところは特別交付金の算定のときに考える」（乙第40号証6ページ）、「特別交付税の場合には普通交付税の超過した財源、いわゆる財源超過額とか、競馬競輪収入が非常に多額である、水利使用料が非常に多額であるという団体については、収入の過少算定という考え方にたって減額の項目とする」（乙第21号証10及び11ページ）、「基準財政収入額は、その団体の財政力を算定する方法であり、それが普通交付税では画一的に計算されているので、そこから落ちこぼれてくる、財政収入額を少なく見過ぎている場合には減額を考えてもいい」（乙第33号証14ページ）、「基本的に、全地

方公共団体の共有の財源でありかつ財源調整を目的とする特別交付税の配分ということでございますので、ある一定のものについてはこれは財源的な余裕があるという見地から引いても差し支えない。」（乙第22号証17ページ）と重ねて答弁されており、基準財政収入額として掲げられた収入項目以外の財政収入についても、特別交付税の算定における減額要因として考慮できることを前提とした答弁が重ねて行われ、立法府においても、特別交付税について、財政需要額が財政収入額を超える地方団体に対する衡平な超過額の補てんの観点から、基準財政収入額として掲げられた収入項目以外の財政収入を減額要因として考慮することは当然許容されるものとの認識の下で質疑が重ねられていたものである。

この点については、地方交付税法の逐条解説においても、「特別交付税は、全地方団体の共有財源であり、かつ、財源調整を目的とする交付税の一部であるとともに、その年度の最終措置として決定されるものであることから、地方団体のあらゆる財政事情を総合勘案して定められることが、地方団体間の衡平の見地から必要とされている」（乙第3号証198ページ）と、その制度趣旨について解説されているところである。

ファクシミリ送信書

(発信日) 令和7年1月16日(木)
(受信者) 泉佐野市指定代理人 吉村 昭彦 様
FAX 072-464-9314
(発信者) 〒100-8977
東京都千代田区霞が関一丁目1番1号
法務省訟務局行政訟務課
被上告人指定代理人 入江純一
電話 03-3580-4111 内線 2679
FAX 03-3592-7970
(送信枚数) A4判 32枚 (本紙を含む。)

(事件の表示)
事件番号 最高裁判所 令和5年(行ヒ)第297号
事件名 特別地方交付税の額の決定取消請求上告事件

(本文)
答弁書及び代理権消滅通知書の送付について
上記事件について、下記書面を送付します。

記

答弁書	1通
訴訟代理権消滅通知書	1通

※ 受領確認のため、大変御手数ですが、下欄の受領書に必要事項を記入・押印の上、本書を送信者宛て送信いただきますようお願いいたします。

受領書

上記のと通りの書面を受領した。

令和7年 月 日(発信日)

(受領年月日) 令和7年 1 月 20 日

(受領者氏名) 上告人指定代理人 吉村 昭彦 